

(平成30年6月29日)

厚生労働省千葉労働局 定例記者会見配付資料

介護分野の雇用情勢及び人材確保のための取組

介護分野の雇用情勢について

○ 求人・求職の推移

	(有効求人数)	(有効求職者数)	(求人倍率)	(就職件数)
・24年度	59,064	28,518	2.07	3,057
・25年度	72,879	26,606	2.74	2,874
・26年度	79,976	24,782	3.23	2,553
・27年度	87,075	23,557	3.70	2,606
・28年度	94,376	21,685	4.35	2,230
24年度との比較	59.8%	△24.0%	2.28P	△27.1%

○介護分野については、高齢化に伴い介護人材へのニーズが拡大している一方で、雇用情勢の改善により他産業への人材流出が懸念されるなど、人材確保が一層厳しい局面となっています。そのため、有効求人倍率は大幅に上昇し、人手不足が顕著となっています。

ハローワークでは積極的な就職支援などを行っているものの、求職者の減少と相まって就職件数は減少傾向で推移しています。今後も介護人材ニーズが拡大すると想定されることから、介護分野の人材確保のための取組が重要となっています。

<参考>

介護の職業イメージ例

(ネガティブイメージ)

- ・ 体力的・精神的にきつい
- ・ 他人の人生に関わるのが大変
- ・ 給与水準が低い業界
- ・ 個人の向き・不向きがはっきりする業界
- ・ 離職率が高い業界
- ・ 補助金頼みの会社や施設が多い業界
- ・ 社会的地位・評判があまり高くない業界
- ・ 他の業界に転職しづらい業界 など

(ポジティブイメージ)

- ・ 社会的に意義の大きい仕事
- ・ 今後、成長していく業界
- ・ 人の交流がやりがいに繋がる業界
- ・ 資格や専門知識を活かすことができる業界
- ・ 仕事にやりがいがある業界 など

(厚労省 HP 「福祉人材確保対策検討会構成員提出資料」)

人材確保のための取組について

○雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」の推進

- ・ 求人受理等の機会をも活用した雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」への働きかけ
- ・ 賃金制度・労働時間制度の整備、介護機器の導入などによる雇用管理の改善を支援するため、各種助成金の周知・活用促進
- ・ 柔軟な勤務体制など、好事例の積極的な発信

○マッチング支援の強化

- ・ ハローワーク千葉、松戸、船橋及び成田に人手不足分野（福祉(介護、保育、看護)、建設、警備、運輸)を対象とした「人材サービスコーナー」を設置（地方自治体や関係機関と連携しつつ、求職者には専任の就職支援アドバイザーによる就職支援、求人者には専任の就職支援コーディネーターによる求人充足サービスの実施
セミナーや就職面接会のほか職場見学と就職面接会を同時に行う「ツアー型面接会」などによる、新たな求職者の開拓)
- ・ 福祉分野に関心を持つ非正規労働者や介護職員各種研修受講者、介護福祉士、看護師等の関連資格を有しながら、福祉分野で就労をしていない者を重点とした、ハローワークの職業相談窓口における働きかけ

○ハロートレーニングの積極的な活用

- ・求職者に対する、能動的な介護関係のハロートレーニングの受講あっせんの実施や訓練施設見学会への誘導等による人材育成（平成 29 年度実績：求職者支援訓練では開講数 8 コース、受講者数 89 人、就職率（雇用保険適用）83.3%。千葉県委託訓練では開講数 36 コース、受講者数 414 人、就職率 84.0%）
- ・特に非正規労働者に対して介護福祉資格取得に向けた長期訓練の受講を推奨（平成 30 年度実績：開講数 7 コース、受講者数 31 人）。

○介護分野への就労促進に向けた強化期間での周知等

（介護就職デイに関連したイベントについて）

千葉労働局では、毎年 1 1 月 1 1 日の介護の日に合わせ、その前後で介護就職支援のイベントとして、介護関連企業説明会・面接会を県内全ハローワークで実施（平成 29 年度は、合計 1 5 回の企業説明会・面接会を開催し、118 事業所、315 人が参加し、延べ 218 回面接し、36 人の採用）

千葉労働局及びハローワークは、介護人材の確保のため、地方自治体及び地域の関係機関と更なる連携を図りながらより一層効果的に就職支援などの対策に取り組めます。

厚生労働省千葉労働局 定例記者会見配付資料

<新着情報・重要なお知らせなど>

1. 働き方改革の一環として「仕事休もっ化計画」や「ゆう活」を推進しています！！

厚生労働省では、「仕事休もっ化計画」をキャッチフレーズに、年次有給休暇を比較的取得しやすい夏季などにおいて、連続休暇の取得促進に向けた周知・広報活動を実施しております。

暑い夏 海に山に
花火に夏祭りに
休暇を取って
人生の充実を



休もっ化計画1 仕事はチームで行い、チームの中で情報共有を図ることで休みやすい職場環境にしよう。

休もっ化計画2 土日・祝日にプラスワン休暇で、連続休暇にしよう。

休もっ化計画3 年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しよう。

【キッズウィーク】 地域ごとに夏休みなどの一部を他の日に移して学校休業日を分散化する取組(キッズウィーク)が平成30年度から始まります。子供たちの親を含め、働く方々は年次有給休暇を取得しましょう！

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署
働き方・休み方改善ポータルサイト <http://work-holiday.mhlw.go.jp/>



労使一体となって計画的に年次有給休暇を取得しよう



働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しませんか？

+1 土日・祝日に年次有給休暇を組み合わせると、連休を実現する「プラスワン休暇」。

労使協調のもと、年次有給休暇を組み合わせると、3日(2日)+1日以上の休暇を実施しよう。

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しませんか？

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結ば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が8.5ポイント高くなっています(平成28年)[※]。この制度を導入することによって年次有給休暇が取りやすくなると思えます。[※]※労使関係者へ

1) 導入のメリット

事業主 労務管理がしやすく計画的な業務運営ができます。

従業員 ためらいを感じずに、年次有給休暇を取得できます。

2) 導入例

例えば、2018年の夏季休暇に導入すると？

年次有給休暇を土日、夏季休暇と組み合わせると、連続休暇に。

土日、夏季休暇に計画的付与の年次有給休暇を組み合わせると連続休暇にすることができます。また、点開みのような日に年次有給休暇をさらに組み合わせると、大型連休にすることも可能です。

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

3) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の従業員

5日	5日
----	----

事業主が計画的に付与できる 従業員が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の従業員

15日	5日
-----	----

事業主が計画的に付与できる 従業員が自由に取得できる

○前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を除いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

4) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせてさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一括付与方式	全従業員に対して同一の日付与	製造部門など、作業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用

また、平成27年から政府では、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方以降を家族と過ごす時間などに充てられるよう、「朝型勤務」や「フレックスタイム制」などの推進により夏の生活スタイルを変革する国民運動を「ゆう活」として推進しています。

民間企業における具体的な取組は、働き方・休み方改善ポータルサイト (<http://work-holiday.mhlw.go.jp>) で確認できますので、**この夏、「仕事休もっ化計画」と併せて「ゆう活」に取り組んでみてはいかがでしょうか。**



厚生労働省千葉労働局 定例記者会見配付資料

<イベント情報>

1. 「建設工事発注機関連絡会議」を開催します！

建設工事の労働災害を防止するためには、施工業者自ら安全管理を徹底することに加え、工事の発注者が次の事項について十分配慮することが重要です。

- 1 建設工事従事者の安全と健康の確保に十分配慮した工期の設定、設計
- 2 建設工事従事者の安全と健康を確保するために必要な経費の積算
- 3 建設工事従事者の安全と健康を確保する上で必要となる施工条件の明示
- 4 適正な施工業者の選定及び施工業者に対する指導

このため、千葉労働局では、毎年、県内の国土交通省各機関、建設工事発注機関、労働災害防止団体を構成員とした

「建設工事発注機関連絡会議」

を開催し、労働災害発生状況、発注者としての安全施工への取組み等について、協議、情報交換を行っています。本年は下記により開催しますので、取材におこしください(事前連絡願います)。

日時：平成30年7月4日(水)午前10時00分～

場所：千葉県文化会館 第3会議室
(千葉市中央区市場町11番2号)

「一人一人が安全で健康に
働ける「ちば」のために」



担当：健康安全課（渡邊） 電話：043-221-4312

2. 「労働災害防止に関する千葉県・千葉労働局連絡会議」を開催します！

千葉県と千葉労働局では、昭和60年から、千葉県が発注する建設工事における労働災害防止活動の促進を図り、同工事の施工中における労働災害を防止することを目的として、連絡会議を開催しています。本年は下記により開催しますので、取材におこしください(事前連絡願います)。

連絡協議事項

- 1 建設工事における労働災害の発生状況、千葉県における工事の発注状況等
- 2 施工業者に対する監督指導結果について
- 3 その他建設工事における労働災害の防止について必要と認められる事項

日時：平成30年7月4日(水)午後2時00分～

場所：千葉県文化会館 第3会議室
(千葉市中央区市場町11番2号)

「一人一人が安全で健康に
働ける「ちば」のために」



担当：健康安全課（渡邊） 電話：043-221-4312